

令和4年9月16日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

番号	件名	主管課	
2	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p 2
3	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課 教職員課	p 1 2
4	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教育政策課	p 2 0 1
5	山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）	教職員課	p 2 2 0

議案第2号

職員の高齢者部分休業に関する条例についての意見の申出について

(報告承認)

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和4年(2022年)9月16日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 4 教 政 第 3 7 7 号
令和 4 年 (2022年) 9 月 12 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和 4 年 9 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和 4 年 9 月 8 日付け令 4 財政第 7 2 号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

令和 4 年 (2022 年) 9 月 8 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 4 年 9 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 4 年 9 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

職員の高齢者部分休業に関する条例について

1 条例制定の趣旨

職員の高齢者部分休業に関する条例が一部改正され、定年年齢が引き上げられることに伴い、職員の高齢者部分休業後の人生設計の準備や加齢による諸事情への対応、地域貢献等を行うことができるようにするため、職員の高齢者部分休業制度に係る条例を整備するもの。

2 条例の内容

(1) 高齢者部分休業の承認（第2条）

職員が申請した場合、公務の運営に支障がないと認めるときは、以下のとおり、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができるものとする。

- ① 取得単位は、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位とする。
- ② 取得可能期間は、附則に規定する経過措置の対象となる職員を除き、60歳（医師等は65歳）に達した日の翌年度から、申請した職員の高齢者部分休業日までの期間とする。

(2) 高齢者部分休業をしている職員の給与（第3条）

高齢者部分休業をしている職員については、勤務しない時間に応じて、給料のほか給料月額を算定基礎とする手当等について、減額して支給するものとする。

また、高齢者部分休業の取得により通勤回数が少なくなる職員については、通勤手当の減額を行うものとする。

(3) 退職手当の取扱い（第4条）

高齢者部分休業をした期間は、職員の退職手当に関する条例に規定する、現実の職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

(4) 高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮（第5条）

高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、承認の取消し又は休業時間の短縮をすることができるものとする。

(5) 休業時間の延長（第6条）

高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で、公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができるものとする。

3 施行期日

令和5年4月1日

<p>令和四年度に年齢五十九年又は五十八年（職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員（以下「第三条ただし書職員」という。）にあっては、六十四年又は六十三年）に達する職員</p>	<p>令和五年四月一日</p>
<p>令和五年度に年齢五十八年（第三条ただし書職員にあっては、六十三年）に達する職員</p>	<p>令和六年四月一日</p>
<p>令和七年度に年齢五十九年（第三条ただし書職員にあっては、六十四年）に達する職員</p>	<p>令和八年四月一日</p>

（義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例の一部改正）

3 義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例（昭和四十六年山口県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

五 職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年山口県条例第 号）

は、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、延長後の休業時間が一週間を通じて当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、五分を単位として行うものとする。

(その他)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の上欄に掲げる職員に対する第二条第一項の規定の適用については、同項中「当該職員が年齢六十年（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第三条ただし書に規定する職員にあつては、六十五年）に達した日の属する年度の翌年度の四月一日」とあるのは、同表の上欄に掲げる職員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3 高齢者部分休業をしている職員に対する学校職員給与条例第十三条第二項第二号ロの規定の適用については、同号ロ中「短時間勤務学校職員」とあるのは、「職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年山口県条例第 号）第二条第一項の規定により高齢者部分休業をしている職員」とする。

（退職手当の取扱い）

第四条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山口県条例第五号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、高齢者部分休業をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 高齢者部分休業の期間中の職員の退職手当に関する条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、高齢者部分休業をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

（高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮）

第五条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合であつて、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

（休業時間の延長）

第六条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるとき

中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、一週間を通じて当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で、五分を単位として行うものとする。

(高齢者部分休業をしている職員の給与)

第三条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しないときは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)第十三条(一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与条例」という。))第二条の学校職員にあつては、学校職員給与条例第十九条)の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額、これに対する地域手当、特地勤務手当及びへき地手当の月額、管理職手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当の月額並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間数に五十二を乗じて得た時間数から人事委員会規則で定める時間数を差し引いた時間数で除して得た額を減額した給与を支給する。

2 高齢者部分休業をしている職員に対する職員給与条例第十一条第二項第二号ロの規定の適用については、同号ロ中

「短時間勤務職員」とあるのは、「職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年山口県条例第 号)第二条第一項の規定により高齢者部分休業をしている職員」とする。

議案第 号

職員の高齢者部分休業に関する条例

令和四年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の三第一項並びに同条第二項において準用する同法第二十六条の二第三項及び第四項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)を含む。以下同じ。)の高齢者部分休業について必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第二条 任命権者(県費負担教職員にあつては、市町教育委員会。以下同じ。)は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が年齢六十年(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)第三条ただし書に規定する職員にあつては、六十五年)に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(同条例第二条に規定する定年退職日をいう。)までの期間

<p>改正案</p>	<p>○義務教育諸学校等の教育職員 の給与と特別措置条例</p> <p>(昭和四十六年十二月二十四日) (山口県条例第三十一号)</p> <p>第一条～第三条(略)</p> <p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規程の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>一～四(略)</p> <p>五 職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年山口県条例第 号)</p> <p>附則(略)</p>
<p>現行</p>	<p>○義務教育諸学校等の教育職員 の給与と特別措置条例</p> <p>(昭和四十六年十二月二十四日) (山口県条例第三十一号)</p> <p>第一条～第三条(略)</p> <p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規程の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>一～四(略)</p> <p>(追加)</p> <p>附則(略)</p>

議案第3号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等
に関する条例についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求め
ます。

令和4年（2022年）9月16日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志

令 4 教 政 第 3 7 7 号

令 和 4 年 (2022年) 9 月 12 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会

令和4年9月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見の申出について (回答)

令和4年9月8日付け令4財政第72号で意見を求められた下記の議案については、異存ありません。

記

- 1 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

令 4 財 政 第 7 2 号

令和 4 年 (2022 年) 9 月 8 日

山口県教育委員会

教育長 繁吉 健志 様

山口県知事 村岡 嗣政

令和 4 年 9 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する意見
について

令和 4 年 9 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 3 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

1 趣旨

地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員の定年年齢が国家公務員と同様に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制が導入されること等に伴い、関係条例の一部改正等を行うもの。

2 改正の概要

(1) 職員の定年等に関する条例の一部改正

ア 定年年齢

60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に定年年齢を引き上げる。

イ 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）

管理監督職（管理職手当を支給される職員の職等）を占める職員は、60歳に到達した年度の翌年度から管理監督職以外の職等へ降任又は転任をするものとする。

ウ 定年前再任用短時間勤務制

本人の希望により、60歳に達した日以後に退職した者を、定年までの間、短時間勤務の職に採用することができるものとする。

エ 情報の提供及び勤務の意思の確認

60歳到達の前年度に、60歳以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容等を情報提供するとともに、勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(2) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

ア 職員が60歳に達した日の翌年度以降の給料月額は、当分の間、当該職員に適用される給料表の等級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする等、所要の改正を行う。

イ 定年前再任用短時間勤務職員の給与に係る規定について、所要の改正を行う。

(3) 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正

ア 学校職員が60歳に達した日の翌年度以降の給料月額は、当分の間、当該学校職員に適用される給料表の等級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする等、所要の改正を行う。

イ 定年前再任用短時間勤務学校職員の給与に係る規定について、所要の改正を行う。

(4) 職員の退職手当に関する条例等の一部改正

60歳に達した日以後、非違によることなく退職した職員の退職手当の基本額は、当分の間、退職事由を定年退職として算定する等、所要の改正を行う。

(5) 職員の懲戒の手続、効果等に関する条例の一部改正

管理監督職勤務上限年齢制による降給等の導入に伴い、減給の基準となる給料を「発令の日を受ける」ものと規定する等、所要の改正を行う。

- (6) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正
定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、所要の改正を行う。
- (7) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、所要の改正を行う。
高齢者部分休業制度の導入に伴い、当該休業期間中の給与の減額について規定する。
- (8) 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正
定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、所要の改正を行う。
- (9) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正
派遣の対象から除外する職員に、定年条例の規定により異動期間等を延長された管理監督職を占める職員を追加する等、所要の改正を行う。
- (10) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正
育児休業等を行うことができない職員に、定年条例の規定により異動期間等を延長された管理監督職を占める職員を追加する等、所要の改正を行う。
- (11) 職員の再任用に関する条例の廃止
再任用条例を廃止する。
- (12) 公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正
派遣の対象から除外する職員に、定年条例の規定により異動期間等を延長された管理監督職を占める職員を追加する等、所要の改正を行う。
- (13) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。
- (14) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、所要の改正を行う。
- (15) 職員の退職管理に関する条例の一部改正
警察法の改正に伴い、所要の改正を行う。
- (16) 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正
- (17) 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正
給与条例等の改正に伴い、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

ただし、第4条中職員の退職手当に関する条例第2条第2項、第10条第2項、第4項及び第11項並びに附則第36項の改正規定、第11条中企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第16条第7項の改正規定並びに附則第36項及び第38項の規定は、公布の日

律第百十八号) 第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。) の規程」と、附則第七項、第十一項、第十二項、第三十四項(見出しを含む。) 及び第三十五項中「人事委員会規則」とあるのは「特定地方独立行政法人の規程」とする。

準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者)を、新定年条例第十二条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(退職手当に関する経過措置)

36 新退職手当条例第十条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

37 新退職手当条例第二条第二項及び第十条第二項の規定は、令和四年十月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。(令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢)

38 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。
(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

39 附則第六項(第二号を除く)、第七項(第二号を除く)、第八項から第二十項まで、第三十四項及び第三十五項並びに前項の規定は、特定地方独立行政法人職員(職員の定年等に関する条例第一条に規定する特定地方独立行政法人職員をいう。以下同じ。)に関する規定として、特定地方独立行政法人職員に適用する。この場合において、附則第六項中「人事委員会規則」とあるのは「特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法

(暫定再任用職員に対する職員の退職手当に関する条例の適用除外)

32 暫定再任用職員に対する第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)
第二条第一項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和四年山口県条例第 号)附則第九項に規定する暫定再任用職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

(暫定再任用職員に対する公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定の適用)

33 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十六条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第一項第一号及び第十二条第一号の規定を適用する。

(人事委員会規則への委任)

34 附則第六項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

35 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第三条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第十二条に規定する年齢六十年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基

任用短時間勤務学校職員」という。)であるものとした場合に適用される新学校職員給与条例第五条第一項各号に掲げる給料表の短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新学校職員給与条例第七条第二項の規定により当該暫定再任用常勤学校職員の属する職務の等級に応じた額とする。

27 暫定再任用学校職員(附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして新学校職員給与条例第十八条第三項及び第十八条の五第二項の規定を適用する。

28 新学校職員給与条例第十八条の四第一項の学校職員に暫定再任用学校職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる学校職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務学校職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和四年山口県条例第 号)附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された学校職員(次号において「暫定再任用学校職員」という。)」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務学校職員及び暫定再任用学校職員」とする。

29 新学校職員給与条例第七条第三項から第十一項まで、第十一条、第十二条、第十二条の三、第十二条の四、第十四条の二及び第十四条の三の規定は、暫定再任用学校職員には適用しない。

30 暫定再任用学校職員は、新学校職員給与条例第二十三条第二項に規定する職員の定年等に関する条例第十二条の規定により採用された者とみなして、同項の規定を適用する。

31 暫定再任用職員については、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第五条、第五条の三、第六条、第七条の三及び第十六条の規定は、適用しない。

例第二条に規定する学校職員をいう。以下同じ。)を除く。以下「暫定再任用常勤職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用常勤職員が新定年条例第十二条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新職員給与条例第四条第一項各号に掲げる給料表の短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新職員給与条例第五条第二項の規定により当該暫定再任用常勤職員の属する職務の等級に応じた額とする。

22 暫定再任用職員(学校職員を除く。次項から附則第二十五項までにおいて同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新職員給与条例第十六条の五第三項の規定を適用する。

23 新職員給与条例第十六条の八第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額と同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和四年山口県条例第 号)附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

24 新職員給与条例第五条第三項から第十一項まで、第九条、第十条、第十条の三から第十条の五まで、第十二条の二及び第十二条の三の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

25 暫定再任用職員は、新職員給与条例第二十一条第二項に規定する職員の定年等に関する条例第十二条の規定により採用された者とみなして、同項の規定を適用する。

26 附則第六項又は第七項の規定により採用された学校職員(以下「暫定再任用常勤学校職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用常勤学校職員が新定年条例第十二条の規定により採用された学校職員(以下「定年前再

規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職)

18 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第六項から第十三項までの規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第二十項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者)

19 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員)

20 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、附則第十八項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(暫定再任用職員の給与)

21 附則第六項又は第七項の規定により採用された職員（学校職員（一般職に属する学校職員の給与に関する条

できる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

13 前二項の場合においては、附則第八項から第十項までの規定を準用する。

(令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職)

14 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

(令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢)

15 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職)

16 令和三年改正法附則第四条及び第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

(令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢)

17 令和三年改正法附則第四条及び第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の

の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

10 任命権者は、附則第八項の規定により暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

11 任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第六項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第十二條に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

12 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、附則第七項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第三十四項において同じ。）に達している者（新定年条例第十二條の規定により当該短時間勤務の職に採用することが

することをいう。)又は暫定再任用(この項、次項、附則第十一項又は第十二項の規定により採用することをいう。次項第五号において同じ。)をされたことがある者

7 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新定年条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新定年条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前三号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

8 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

9 暫定再任用職員(附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)

項から第十三項までの規定及び第三条の規定による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例（以下「新学校職員給与条例」という。）附則第三項から第十一項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この項から附則第十二項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）

（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧定年条例第二条の規定により退職した者

二 旧定年条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は附則第二項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用

じ。)(以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)について、旧定年条例勤務延長期間又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、基準日(施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年(新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年)を超える職(基準日における新定年条例定年が新定年条例第三条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十二号。以下「令和三年改正法」という。)附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年)に達している職員(当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新定年条例第四条第三項から第五項までの規定は、附則第二項の規定による勤務について準用する。

5 第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「新職員給与条例」という。)附則第三

第二十条 会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

（会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正）

第二十一条 会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四条中職員の退職手当に関する条例第二条第二項、第十条第二項、第四項及び第十一項並びに附則第三十六項の改正規定、第十一条中企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十六条第七項の改正規定並びに附則第三十六項及び第三十八項の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（職員の定年等に関する条例第一条に規定する職員をいう。以下同

第十二条」に改め、同条第五項中「第七条の二」を「第七条第十二項」に、「前条第十二項」を「当該短時間勤務学校職員に適用される給料表の短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務学校職員の属する職務の等級に応じた額」に、「前条」を「第二項から前項までの規定による給料月額」に改め、「同項」とあるのは「同条」とを削り、「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例第十二条」に改める。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第十八条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

(職員の退職管理に関する条例の一部改正)

第十九条 職員の退職管理に関する条例(平成二十八年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第五十六条の三」を「第五十六条の五」に改める。

(会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正)

職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

六 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第十七条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年山口県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 地方公務員法第二十六条の三第一項の規定による承認

第八条第四項中「第五条の二」を「第五条第十二項」に、「前条第十二項」を「当該短時間勤務職員に適用される給料表の短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額」に、「前条」を「第二項から前項までの規定による給料月額」に改め、「同項」とあるのは「同条」とを削り、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「法第二十八条の

四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例

に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第十五条 職員の再任用に関する条例(平成十三年山口県条例第三号)は、廃止する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第十六条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年山口県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項」を「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)第十二条」に、「を除く」を「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く」に改め、同項第二号中「第二十八条の五第一項」を「(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項」に改め、同項第五号中「(昭和五十九年山口県条例第一号)」を削り、同項に次の一号を加える。

六 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第十二条第一号中「地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用される

間勤務学校職員に適用される給料表の短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務学校職員の属する職務の等級に応じた額」に、「前条」を「第二項から前項までの規定による給料月額」に改め、「同項」とあるのは「同条」とを削り、「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例第十二条」に改める。

第二十八条第一項第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十一条の四第一項」に改める。

附則に次の二項を加える。

(職員給与条例附則第三項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

4 育児短時間勤務職員等に対する職員給与条例附則第三項の規定の適用については、同項中「と」とあるのは、「」に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(学校職員給与条例附則第三項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

5 育児短時間勤務職員等に対する学校職員給与条例附則第三項の規定の適用については、同項中「と」とあるのは、「」に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第十四条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第十条中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第十七条の表第五条第十二項の項及び第十四条第四項の項を削る。

第十八条の表第七条第十二項の項及び第十六条第四項の項を削る。

第二十三条第一項中「第五条の二」を「第五条第十二項」に、「前条第十二項」を「当該短時間勤務職員に適

用される給料表の短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務職員

の属する職務の等級に応じた額」に、「前条」を「第二項から前項までの規定による給料月額」に改め、「

「同項」とあるのは「同条」とを削り、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「法第二十八

条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する

条例第十二条」に改め、同条第二項中「第七条の二」を「第七条第十二項」に、「前条第十二項」を「当該短時

る。

第十七条第二項中「又は修学部分休業」を「、修学部分休業の承認又は高齢者部分休業」に改める。

(学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第十二条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第十三条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

六 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第十一条中「第二条及び」を「第二条(第二項第六号を除く。)及び」に、「第二十八条の三」を「第二十八条の七」に改める。

え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該相当する額を減ずるものとする。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第十条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十一条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山口県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第七項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。

第十六条の二第四項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)第十二条」に改め

附則第八項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

附則第十四項中「対する新条例」を「対する職員の退職手当に関する条例」に、「新条例」を「同条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改め、同項第一号中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第七条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年山口県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第三十項」を「附則第七項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第八条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年山口県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二」に、「附則第三十項から第三十二項まで」を「附則第七項から第九項まで」に改める。

(職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正)

第九条 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例(昭和二十六年山口県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「期間」の下に「その発令の日を受ける」を、「加算した額」の下に「。以下同じ。」を加

同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、これらの規定により計算した額よりも少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

附則別表を削る。

(山口県職員等退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第五条 山口県職員等退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例(昭和三十七年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新条例第二条第二項」を「職員の退職手当に関する条例第二条第二項」に、「新条例」を「同条例」に、「新条例第三条」を「同条例第三条」に改める。

附則第七項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改め、「第五条まで」の下に「又は附則第十項若しくは第十六項」を加え、「新条例」を「同条例」に、「第五条の三」を「第五条の三の二まで及び附則第十五項から第二十三項」に改める。

附則第六項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「新条例第五条の二」を「同条例第五条の二(同条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)及び附則第十八項」に改める。

附則第七項中「新条例第五条」を「職員の退職手当に関する条例第五条又は附則第十六項」に改める。

第二十項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

23 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

24 一般職の職員の給与に関する条例附則第三項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例附則第三項の規定の適用を受ける職員が退職した場合において、第二条の四から第五条の三の二まで、第六条から第六条の五まで、附則第七項から第九項まで及び附則第十五項から前項まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年山口県条例第三十九号）附則第五項から第八項まで、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年山口県条例第六十五号）附則第四項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年山口県条例第十八号）附則第二項、第六項及び第七項の規定により計算した退職手当の額が、その者が年齢六十年に達した日以後における最初の三月三十一日に現に退職した理由と

一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三」（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、「百分の二」とあるのは「百分の三」とする。

職員の定年等に関する条例第三条 ただし書に規定する職員以外の者	六十歳
職員の定年等に関する条例第三条 ただし書に規定する職員	六十五歳

21 当分の間、第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者に対する第五条の三及び第五条の三の二の規定の適用並びに第八条の二の規定の適用については、第五条の三本文及び第八条の二第一項第一号中「二十年を」とあるのは「十五年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第五条の三本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第八条の二第一項第一号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

22 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三」（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、「百分の二」とあるのは、「附則

17 前二項の規定は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第三条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

18 一般職の職員の給与に関する条例附則第三項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例附則第三項の規定による職員の給料月額額の改定は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。

19 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員以外の者にあつては六十歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては六十五歳とする。）に達する日」と、同条の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員以外の者にあつては六十歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては六十五歳とする。）と退職の日の属する年度の三月三十一日に達していることとなるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

20 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（人事委員会規則で定める者を除く。）に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「の属する年度の前年度の三月三十一日までに」とあるのは「までに」と、同条の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第

附則第三十二項中「第五条」の下に「又は附則第十六項」を加え、「附則第三十項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第三十三項を附則第十項とし、附則第三十四項を附則第十一項とし、附則第三十五項を附則第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額が減額改定（第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則第三十六項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を附則第十四項とし、同項の次に次の十項を加える。

15 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十五項」とする。

16 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十六項」とする。

は」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第二項から第二十三項までを削る。

附則第二十四項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第二十五項中「国家公務員等退職手当法」の下に「（昭和二十八年法律第八十二号）」を加え、同項を附則第三項とする。

附則第二十六項中「旧日本国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二十七項を附則第五項とし、附則第二十八項を附則第六項とする。

附則第二十九項を削る。

附則第三十項中「第五条の三」を「第五条の三の二まで及び附則第十五項から第二十三項まで」に、「附則第三十項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第七項とする。

附則第三十一項中「第五条の二」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第十八項」を加え、同項を附則第八項とする。

及び第五項において」を加える。

第六条の五第一項中「第五条の二」の下に「(第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第八条の二第一項第一号中「十五年」を「二十年」に改める。

第十条第二項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定による休日、勤務を要しないこととされた日又は休暇を与えられた日を含む。)」が「十八日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改め、同条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「とす」を「とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。)」を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第十一項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十三条第一項第一号及び同条第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十五条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十七条第一項中「この条において同じ」を「この項から第六項までにおいて同じ」に、「にあつては」を「に

月額改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条の二に規定されている俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号ロの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第六条の二中「第五条の二第一項」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を、「同項第二号ロ」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第一号中「特定減額前給料月額」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。次号において同じ。）」を加える。

第六条の三の表第六条の二の項中「第五条の二第一項」を「第五条の二第一項（）」に、「同条」を「第五条の三」に改め、同表第六条の二第一号の項の中欄中「特定減額前給料月額」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。次号において同じ。）」を加え、同項の下欄中「特定減額前給料月額」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。以下この号及び次号において同じ。）」を加える。

第六条の四第一項中「除く。以下」を「除く。第七條第四項において」に改め、「額（以下）」の下に「この項

て「勤務日数」という。」を、「十八日」の下に「（一月間の日数（山口県の休日に関する条例（平成元年山口県条例第十六号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第十条第二項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第二条の四中「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

第四条第一項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

第五条第一項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

第五条の二第一項中「退職した者」の下に「（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（第五条の三の二及び附則第十三項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加える。

第五条の三中「十五年」を「二十年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

第五条の三の二 第五条の二（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（第五条の三の二及び附則第十三項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料

正任用学校職員	円	円	円	円
校職員	234,900	275,300	332,300	416,700

別表第三の口の表再任用学校職員以外の学校職員の欄中「正任用学校職員」を「臨時勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

短時間勤務学校職員	臨時勤務学校職員	臨時勤務学校職員	臨時勤務学校職員	臨時勤務学校職員
	円	円	円	円
	226,000	272,100	325,600	406,700

別表第四再任用学校職員以外の学校職員の欄中「正任用学校職員」を「臨時勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

短時間勤務学校職員	臨時勤務学校職員	臨時勤務学校職員	臨時勤務学校職員	臨時勤務学校職員	臨時勤務学校職員
	円	円	円	円	円
	189,400	216,100	244,400	257,900	283,100

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公務員法第二十八条の四第二項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。」を削り、同条第二項中「含む。」の下に「第十条第二項におい

別表第一再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

短時間勤務学校職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 188,400	円 216,000	円 256,100	円 275,600	円 290,800	円 316,300

別表第二再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

短時間勤務学校職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 221,100	円 251,200	円 280,700	円 321,600	円 350,500	円 397,200

別表第三のイの表再任用学校職員以外の学校職員の欄中「再任用学校職員」を「短時間勤務学校職員」に改め、同表再任用学校職員の欄を次のように改める。

の規定により当該学校職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第七条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と当該学校職員の受ける給料月額」とする。

8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（附則第三項の規定の適用を受ける学校職員に限り、附則第六項に規定する学校職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第六項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第六項又は前項の規定による給料を支給される学校職員以外の附則第三項の規定の適用を受ける学校職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる学校職員には、当分の間、当該学校職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10 附則第六項又は前二項の規定による給料を支給される学校職員に対する第十八条の六第二項及び第十八条の七第二項並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例（昭和四十六年山口県条例第三十一号。以下「特別措置条例」という。）第三条第一項の規定の適用については、第十八条の六第二項及び第十八条の七第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第六項、第八項又は第九項の規定による給料の額との合計額」と、特別措置条例第三条第一項中「給料月額」とあるのは「給料月額と学校職員給与条例附則第六項、第八項又は第九項の規定による給料の額との合計額」とする。

11 附則第三項から前項までの規定の施行について必要な事項は、人事委員会規則で定める。

4 前項の場合において、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定による給料月額その他必要な事項を同項の規定の適用を受ける学校職員に通知するものとする。

5 附則第三項の規定は、次に掲げる学校職員には適用しない。

一 臨時的に任用される学校職員その他の法律により任期を定めて任用される学校職員及び非常勤学校職員

二 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条に規定する職を占める学校職員

職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している学校職員(同条例第二条に規定する定年退職日において附則第三項の規定が適用されていた学校職員を除く。)

6 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員であつて、当該他の職への降任等をした日(以下この項及び附則第八項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員のうち、特定日に附則第三項の規定により当該学校職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる学校職員(人事委員会規則で定める学校職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第三項の規定により当該学校職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が第七条第二項

に改め、「(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第五項中「場合は」を「場合には」に改める。

第十八条第二項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第三項中「再任用学校職員」を「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)第十二条の規定により採用された学校職員(以下「定年前再任用短時間勤務学校職員」という。)」に改める。

第十八条の四第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第二項各号中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第十八条の五第二項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第二十条第二項中「法第二十八条の四第一項に規定する」を削る。

第二十条の二第二項中「第十一条」を「第七条第三項から第十一項まで、第十一条」に、「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第二十三条第二項中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例第十二条」に改める。

附則に次の九項を加える。

3 当分の間、学校職員の給料月額は、当該学校職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附則第六項において「特定日」という。)以後、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち、第七条第二項の規定により当該学校職員の属する職務の等級並びに同条第三項、第四項、第七項及び第八項の規定により当該学校職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)(とす。)

短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	236,000	256,300	263,600	273,800	290,200	327,400	372,000

(一) 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第六項中「その者」を「当該学校職員」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12 法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務学校職員」という。)の給料月額は、当該短時間勤務学校職員に適用される給料表の短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務学校職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められた当該短時間勤務学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第七条の二を削り、第七条の三を第七条の二とする。

第十三条第一項第一号中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「その者」を「当該学校職員」に改め、「相当する額(以下)の下に「この号において」を、「得た額(以下)の下に「この号及び第三号において」を加え、同項第三号中「その者」を「当該学校職員」に改める。

第十六条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第四項中「同項」を「勤務時間条例第三条第八項」

別表第四再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

短時間勤務職員	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額
	円 218,300	円 259,700	円 284,500	円 327,100	円 385,800	

別表第五のイの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

短時間勤務職員	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額
	円 297,300	円 339,900	円 394,500	円 467,700

別表第五のロの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

短時間勤務職員	標準給料月額						
	円 189,400	円 216,100	円 244,400	円 257,900	円 283,100	円 324,000	円 366,400

別表第五のハの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

との合計額」とする。

13 附則第三項から前項までの規定の施行について必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

短時間勤務職員	標準給料月額	標準給料月額								
	円 188,400	円 216,000	円 256,100	円 275,600	円 290,800	円 316,300	円 358,100	円 391,300	円 442,600	

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

短時間勤務職員	標準給料月額	標準給料月額								
	円 242,400	円 254,100	円 258,300	円 289,700	円 306,200	円 320,400	円 344,100	円 379,300	円 411,000	

別表第三再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

短時間勤務職員	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額	標準給料月額
	円 221,100	円 251,200	円 280,700	円 321,600	円 350,500	円 397,200

料として支給する。

9 附則第七項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第七項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第三項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第六項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第六項及び第七項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 附則第六項若しくは第八項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第三項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第六項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第六項若しくは第八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十六条の五第五項（第十六条の八第四項において準用する場合を含む。）及び第十六条の九第二項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第六項、第八項、第十項又は第十一項の規定による給料の額

きはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の等級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

8 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じた時はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給

4 前項の場合において、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定による給料月額その他必要な事項を同項の規定の適用を受ける職員に通知するものとする。

5 附則第三項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

三 職員の定年等に関する条例第三条ただし書に規定する職員

四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において附則第三項の規定が適用されていた職員を除く。）

6 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第十項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第三項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第八項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたと

り採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に改める。

第十六条の八第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十六条の十一第二項中「第九条」を「第五条第三項から第十一項まで、第九条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十八条第二項中「法第二十八条の四第一項に規定する」を削る。

第二十一条第二項中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例第十二条」に改める。

附則に次の十一項を加える。

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第六項及び第八項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第五条第二項の規定により当該職員の属する職務の等級並びに同条第三項、第四項、第七項及び第八項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

料月額は、当該短時間勤務職員に適用される給料表の短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第五条の二を削り、第五条の三を第五条の二とする。

第十一条第一項第一号中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「その者」を「当該職員」に改め、「相当する額（以下）」の下に「この号において」を、「得た額（以下）」の下に「この号及び第三号において」を加え、同項第三号中「その者」を「当該職員」に改める。

第十四条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第四項中「同条」を「勤務時間条例第五条」に改め、「（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第五項中「場合は」を「場合には」に改める。

第十六条の五第二項中「第十六条の八」を「第十六条の八第二項」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条の規定によ

あつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間とし、末日経過職員にあつては当該末日経過職員の異動等の日の属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）とする。）において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附則第三項の次に次の二項を加える。

（特定地方警務官に対する規定の適用）

4 前項の規定中職員に関する規定は、特定地方警務官に関する規定として特定地方警務官に適用があるものとする。この場合において、同項中「任命権者」とあるのは、「警察本部長」とする。

（特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用）

5 附則第三項の規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。

附則別表を削る。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第二条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第六項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12 法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給

(経過措置)

2 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同

条ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表

の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第三条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）に

年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第五章 職員以外の者に対する規定の適用

(特定地方警務官に対する規定の適用)

第十三条 第八条の規定中職員に関する規定は、特定地方警務官に関する規定として特定地方警務官に適用があるものとする。この場合において、同条中「法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)」とあるのは「警察法第五十六条の四第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。)」と、「降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)」とあり、及び「降任等」とあるのは「特定任命」とする。

本則に次の一章を加える。

第六章 雑則

第十五条 この条例の施行について必要な事項は、職員については人事委員会規則で、特定地方独立行政法人職員については特定地方独立行政法人の規程で定める。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任し、又は転任する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十一条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢六十

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たないため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務を担当する者の交代が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

する職員をもって充てることが相当な職として山口県公営企業管理者が指定する職

五 特定地方独立行政法人職員が占める職のうち、第一号に掲げる職に相当する職及び行六級職員に相当する特定地方独立行政法人職員をもって充てることが相当な職として特定地方独立行政法人が定める職

(管理監督職務上限年齢)

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力(次条第三項において「標準職務遂行能力」という。))及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をするこ

と。

設等において医療に関する業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

一 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「職員給与条例」という。)第八條の二第一項、一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下

「学校職員給与条例」という。)第十條の二第一項及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山口県条例第五十二号。以下「企業職員給与条例」という。)第四條に規定する職

二 前号に掲げる職のほか、職員給与条例第四條第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が六級であるもの(以下「行六級職員」という。)及び同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものをもって充てることが相当な職として人事委員会が指定する職

三 第一号に掲げる職のほか、学校職員給与条例第五條第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の等級が六級であるもの及び同項第二号から第四号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の等級がこれに相当するものをもって充てることが相当な職として人事委員会が指定する職

四 第一号に掲げる職のほか、企業職員給与条例の適用を受ける職員が占める職のうち、行六級職員に相当

第四条第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第六条中「及び第三条本文」を「、第三条本文、第八条及び第十二条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十二条中「人事委員会規則」とあるのは、「特定地方独立行政法人の規程」とする。

第六条を第十四条とし、第五条の次に次の二章並びに章名及び一条を加える。

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(第三条各号に掲げる施

超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間（第九条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第九条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 当該職務を担当する者の交代が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

第六章 雑則（第十五条）

附則

第一章 総則

第一条中「」第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を「。以下「法」という。」第二十条の四第一項及び第二項、第二十八条の二、第二十八条の五、第二十八条の六第一項から第三項まで並びに第二十八条の七、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第二項」に、「」及び」を「」、特定地方警務官（警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官をいう。以下同じ。）及び特定地方独立行政法人（」に、「に勤務する」を「をいう。以下同じ。）に勤務する」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に、「六十五年」を「七十年」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

任命権者は、定年に達した職員が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があるとき、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を

議案第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

令和四年九月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 定年制度(第二条―第五条)

第三章 管理監督職勤務上限年齢制(第六条―第十一条)

第四章 定年前再任用短時間勤務制(第十二条)

第五章 職員以外の者に対する規定の適用(第十三条・第十四条)

改正案

○会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

（令和元年十月八日山口県条例第十二号）

第一条～第三条（略）

第四条

第一項及び第二項（略）

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割振り変更前の勤務時間外にした勤務（第一項第三号に規定する報酬が支給される時間及び同項第四号に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項において同じ。）の時間との合計が一箇月について六十時間を超えたパートタイム会計年度任用学校職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項第三号及び第四号の規定にかかわらず、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額の報酬を支給する。

第五条～第十五条（略）

現行

○会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

（令和元年十月八日山口県条例第十二号）

第一条～第三条（略）

第四条

第一項及び第二項（略）

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割振り変更前の勤務時間外にした勤務（第一項第三号に規定する報酬が支給される時間及び同項第四号に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項において同じ。）の時間との合計が一箇月について六十時間を超えたパートタイム会計年度任用学校職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項第三号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四号の規定にかかわらず、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額の報酬を支給する。

第五条～第十五条（略）

改 正 案

現 行

○会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

（令和元年十月八日
山口県条例第十二号）

第一条（第三条）（略）

第四条（略）

2 （略）

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割振り変更前の勤務時間外にした勤務（第一項第二号に規定する報酬が支給される時間及び同項第三号に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項において同じ。）の時間との合計が一箇月について六十時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額の報酬を支給する。

（以下略）

○会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

（令和元年十月八日
山口県条例第十一号）

第一条（第三条）（略）

第四条（略）

2 （略）

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の勤務時間外に勤務することを命ぜられ割振り変更前の勤務時間外にした勤務（第一項第二号に規定する報酬が支給される時間及び同項第三号に規定する人事委員会規則で定める時間を除く。以下この項において同じ。）の時間との合計が一箇月について六十時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項第二号（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三号の規定にかかわらず、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振り変更前の勤務時間外にした勤務にあつては百分の五十を乗じて得た額の報酬を支給する。

（以下略）

(再就職者による依頼等の規制)

第二条 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項(これらの規定を警察法第五十六条の五においてみなして適用する場合、地方独立行政法人法第五十条の二において読み替えて準用する場合及び同法第五十三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定によるもののほか、再就職者(法第三十八条の二第一項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第八項の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又は同条第八項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第一項に規定する契約等事務をいう。)であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

第三条 (略)

(再就職者による依頼等の規制)

第二条 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項(これらの規定を警察法第五十六条の三においてみなして適用する場合、地方独立行政法人法第五十条の二において読み替えて準用する場合及び同法第五十三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定によるもののほか、再就職者(法第三十八条の二第一項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第八項の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又は同条第八項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第一項に規定する契約等事務をいう。)であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

第三条 (略)

改 正 案

○職員の退職管理に関する条例

（平成二十八年三月十五日）
（山口県条例第二号）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二第八項（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の五においてみなして適用する場合、地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第五十条の二において読み替えて準用する場合及び同法第五十三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び第三十八条の六第二項（同法第五十条の二において読み替えて準用する場合及び同法第五十三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、職員、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官及び地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人役職員」という。）の退職管理について必要な事項を定めるものとする。

現 行

○職員の退職管理に関する条例

（平成二十八年三月十五日）
（山口県条例第二号）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二第八項（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の三においてみなして適用する場合、地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第五十条の二において読み替えて準用する場合及び同法第五十三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第三十八条の六第二項（同法第五十条の二において読み替えて準用する場合及び同法第五十三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、職員、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官及び地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人役職員」という。）の退職管理について必要な事項を定めるものとする。

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">○人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p style="text-align: center;">（平成十七年三月十八日 山口県条例第五号）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>（任命権者の報告）</p> <p>第二条 法第五十八条の二第一項の規定による報告は、次に掲げる事項について、毎年八月三十一日までに行うものとする。</p> <p>一 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況</p> <p>二 十一 （略）</p> <p>第三条 第五條 （略）</p>	<p style="text-align: center;">○人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p style="text-align: center;">（平成十七年三月十八日 山口県条例第五号）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>（任命権者の報告）</p> <p>第二条 法第五十八条の二第一項の規定による報告は、次に掲げる事項について、毎年八月三十一日までに行うものとする。</p> <p>一 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況</p> <p>二 十一 （略）</p> <p>第三条 第五條 （略）</p>

5 任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第七條第十二項、第二十條の二第二項及び第二十三條第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第七條第十二項中「当該短時間勤務学校職員に適用される給料表の短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務学校職員の属する職務の等級に応じた額」とあるのは「第二項から前項までの規定による給料月額」と、「勤務時間条例」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年山口県条例第五十号）第十一條第二項の規定により読み替えて適用される勤務時間条例」と、学校職員給与条例第二十條の二第三項中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「短時間勤務学校職員」と、学校職員給与条例第二十三條第二項中「職員の定年等に関する条例第十一條の規定により採用された者」とあるのは「短時間勤務学校職員」とする。

第九條（略）

5 任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第七條の二、第二十條の二第二項及び第二十三條第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第七條の二中「前條第十二項」とあるのは「前條」と、「同項」とあるのは「同條」と、「勤務時間条例」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年山口県条例第五十号）第十一條第二項の規定により読み替えて適用される勤務時間条例」と、学校職員給与条例第二十條の二第三項中「再任用学校職員」とあるのは「短時間勤務学校職員」と、学校職員給与条例第二十三條第二項中「法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者」とあるのは「短時間勤務学校職員」とする。

第九條（略）

(一般職の職員の給与に関する条例及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例の適用除外等)

第八条 第一項、第三項 (略)

4 第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)に対する職員給与条例第五條第十二項、第十六條の十一第二項及び第二十一條第二項の規定の適用については、職員給与条例第五條第十二項中「当該短時間勤務職員に適用される給料表の短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額」とあるのは「第二項から前項までの規定による給料月額」と、「勤務時間条例」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)第十一條第一項の規定により読み替えて適用される勤務時間条例」と、職員給与条例第十六條の十一第二項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「短時間勤務職員」と、職員給与条例第二十一條第二項中「職員の定年等に関する条例第十二條の規定により採用された者」とあるのは「短時間勤務職員」とする。

(一般職の職員の給与に関する条例及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例の適用除外等)

第八条 第一項、第三項 (略)

4 第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)に対する職員給与条例第五條の二、第十六條の十一第二項及び第二十一條第二項の規定の適用については、職員給与条例第五條の二中「前條第十二項」とあるのは「前條」と、「同項」とあるのは「同條」と、「勤務時間条例」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)第十一條第一項の規定により読み替えて適用される勤務時間条例」と、職員給与条例第十六條の十一第二項中「再任用職員」とあるのは「短時間勤務職員」と、職員給与条例第二十一條第二項中「法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者」とあるのは「短時間勤務職員」とする。

改正案	現行
<p style="text-align: center;">○一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">（平成十四年十月八日 山口県条例第五十号）</p> <p>第一条～第三条（略） 第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員をいう。以下同じ。）にあつては、これに相当する承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地方公務員法第二十六條の三第一項の規定による承認</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第五条～第七条（略）</p>	<p style="text-align: center;">○一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">（平成十四年十月八日 山口県条例第五十号）</p> <p>第一条～第三条（略） 第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員をいう。以下同じ。）にあつては、これに相当する承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>（追加）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>第五条～第七条（略）</p>

改 正 案

(退職派遣をすることができない職員)

第十二条 法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)

二 非常勤職員(地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

三 五 (略)

六 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(以下略)

現 行

(退職派遣をすることができない職員)

第十二条 法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法第十八條の四第二項又は第二十八條の六第一項の規定により採用される職員を除く。)

二 非常勤職員(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

三 五 (略)

(新設)

(以下略)

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

改 正 案

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

平成十三年十二月十八日
山口県条例第一号

第一条 (略)

(職員の派遣)
第二条 (略)

2 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)第十二条の規定により採用される職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)
- 二 非常勤職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

三・四 (略)

五 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員

六 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第三条(第十一条(略))

現 行

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

平成十三年十二月十八日
山口県条例第一号

第一条 (略)

(職員の派遣)
第二条 (略)

2 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用される職員を除く。)
- 二 非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

三・四 (略)

五 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員
(新設)

第三条(第十一条(略))

改正案	現行
<p>1～3 附則 (略)</p> <p>(職員給与条例附則第三項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)</p> <p>4 育児短時間勤務職員等に対する職員給与条例附則第三項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「(一)に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</p> <p>(学校職員給与条例附則第三項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)</p> <p>5 育児短時間勤務職員等に対する学校職員給与条例附則第三項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「(一)に、勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。</p>	<p>1～3 附則 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>(部分休業)</p> <p>第二十八条 法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十一条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条において同じ。）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条において同じ。）</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(以下略)</p>

改正案

2 任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第七條第十二項、第二十条の二第二項及び第二十三條第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第七條第十二項中「当該短時間勤務学校職員に適用される給料表の短時間勤務学校職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務学校職員の属する職務の等級に応じた額」とあるのは「第二項から前項までの規定による給料月額」と、「勤務時間条例」とあるのは「職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)第二十六條第二項の規定により読み替えて適用される勤務時間条例」と、学校職員給与条例第二十条の二第二項中「定年前再任用短時間勤務学校職員」とあるのは「短時間勤務学校職員」と、学校職員給与条例第二十三條第二項中「職員の定年等に関する条例第十二條の規定により採用された者」とあるのは「短時間勤務学校職員」とする。

第二十四条〜第二十七条 (略)

現行

2 任期付短時間勤務職員に対する学校職員給与条例第七條の二、第二十条の二第二項及び第二十三條第二項の規定の適用については、学校職員給与条例第七條の二中「前條第十二項」とあるのは「前條」と、「同項」とあるのは「同條」と、「勤務時間条例」とあるのは「職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)第二十六條第二項の規定により読み替えて適用される勤務時間条例」と、学校職員給与条例第二十条の二第二項中「再任用学校職員」とあるのは「短時間勤務学校職員」と、学校職員給与条例第二十三條第二項中「法第二十八條の四第二項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者」とあるのは「短時間勤務学校職員」とする。

第二十四条〜第二十七条 (略)

改 正 案

(任期付き短時間勤務職員に対する職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用)

第二十三条 法第十八条第一項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)に対する職員給与条例第五條第十二項、第十六條の十一第二項及び第二十一條第二項の規定の適用については、職員給与条例第五條第十二項中「当該短時間勤務職員に適用される給料表の短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額」とあるのは「第二項から前項までの規定による給料月額」と、「勤務時間条例」とあるのは「職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)第二十六條第一項の規定により読み替えて適用される勤務時間条例」と、職員給与条例第十六條の十一第二項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「短時間勤務職員」と、職員給与条例第二十一條第二項中「職員の定年等に関する条例第十二條の規定により採用された者」とあるのは「短時間勤務職員」とする。

現 行

(任期付短時間勤務職員に対する職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用)

第二十三条 法第十八条第一項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)に対する職員給与条例第五條の二、第十六條の十一第二項及び第二十一條第二項の規定の適用については、職員給与条例第五條の二中「前條第十二項」とあるのは「前條」と、「同項」とあるのは「同條」と、「勤務時間条例」とあるのは「職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)第二十六條第一項の規定により読み替えて適用される勤務時間条例」と、職員給与条例第十六條の十一第二項中「再任用職員」とあるのは「短時間勤務職員」と、職員給与条例第二十一條第二項中「法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者」とあるのは「短時間勤務職員」とする。

改正案

(育児短時間勤務学校職員等に対する学校職員給与条例の規定の適用)
 第十八条 (略)

(略)	(削る)	(略)	(削る)	(略)
(略)		(略)		(略)
(略)		(略)		(略)

現行

(育児短時間勤務学校職員等に対する学校職員給与条例の規定の適用)
 第十八条 (略)

(略)	第十六条第四項	(略)	第十七条第十二項	(略)
(略)	第二項	(略)	とする	(略)
(略)	職員(育児休業等に関する条例)平成四年山口県条例第一号第十八条	(略)	に、算出率を乗じて得た額とする	(略)

改正案

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第十条 法第十条第一項の条例で定める職員は、第二条第一号から第三号までに掲げる職員とする。

第十一条～第十六条 (略)

(育児短時間勤務職員等に対する職員給与条例の規定の適用)

第十七条 (略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

現行

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第十条 法第十条第一項の条例で定める職員は、第二条第一号及び第二号に掲げる職員とする。

第十一条～第十六条 (略)

(育児短時間勤務職員等に対する職員給与条例の規定の適用)

第十七条 (略)

(略)	第十五条第十二項	(略)	(略)
(略)	とする	(略)	(略)
(略)	に、新出字を乗じて得た額とする	(略)	(略)
(略)	第十四条第四項	(略)	(略)
(略)	例(平成四年山口県条例第一号)第十七条	(略)	(略)

○ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

改正案	現行
<p>○ 職員の育児休業等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成四年三月二十一日 山口県条例第一号</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>四・五 (略)</p> <p>第二条の二(第九条 (略))</p>	<p>○ 職員の育児休業等に関する条例</p> <p style="text-align: center;">平成四年三月二十一日 山口県条例第一号</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>第二条の二(第九条 (略))</p>

改正案

(特定地方独立行政法人)

第十一条 第二条(第二項第六号を除く。)及び第三条第二項の規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第二条第一項中「県」とあるのは、「第一条の特定地方独立行政法人」と、同項第四号及び同条第二項第三号中「人事委員会規則」とあるのは、「当該特定地方独立行政法人の規程」と、同項第五号中「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)第四条第一項又は第三項」とあるのは、「地方独立行政法人法第五十三条第三項において読み替えて適用する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の七」とする。

(以下略)

現行

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

第十一条 第二条及び第三条第二項の規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第二条第一項中「県」とあるのは、「第一条の特定地方独立行政法人」と、同項第四号及び同条第二項第三号中「人事委員会規則」とあるのは、「当該特定地方独立行政法人の規程」と、同項第五号中「職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)第四条第一項又は第二項」とあるのは、「地方独立行政法人法第五十三条第三項において読み替えて適用する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の三」とする。

(以下略)

○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

改正案	現行
<p>○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p>昭和六十三年三月二十九日 山口県条例第一号</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>第三条 第十条 (略)</p>	<p>○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p>昭和六十三年三月二十九日 山口県条例第一号</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 前項の職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第三条 第十条 (略)</p>

○学校職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例

(昭和四十六年十二月二十四日)
山口県条例第三十号

(勤務時間)
第三条(略)

2 (略)

3 法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める学
校職員(以下「短時間勤務学校職員」という。)の勤務時間は、
第一項の規定にかかわらず、四週間を超えない期間(船員法(昭
和二十二年法律第百号)の規定の適用を受ける短時間勤務学校職
員にあつては、人事委員会規則で定める期間)につき一週間当た
り十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、教育委員会が
別に定める。

4 (略)

(以下、略)

○学校職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例

(昭和四十六年十二月二十四日)
山口県条例第三十号

(勤務時間)
第三条(略)

2 (略)

3 法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める学
校職員(以下「短時間勤務学校職員」という。)の勤務時間は、
第一項の規定にかかわらず、四週間を超えない期間(船員法(昭
和二十二年法律第百号)の規定の適用を受ける短時間勤務学校職
員にあつては、人事委員会規則で定める期間)につき一週間当た
り十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、教育委員会が
別に定める。

4 (略)

(以下、略)

改正案	現行
<p>(特定の企業職員についての適用除外) 第十六条の二 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 第五条、第五条の三、第六条、第七条の三及び前条の規定は、職員^員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号)第十二条の規定により採用された企業職員には適用しない。</p> <p>(給与の減額) 第十七条 (略)</p> <p>2 企業職員が介護休暇の承認、介護時間の承認、子育て支援部分休暇の承認、職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)第三十条第一項の規定による承認、<u>修学部分休業の承認又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>(特定の企業職員についての適用除外) 第十六条の二 (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 第五条、第五条の三、第六条、第七条の三及び前条の規定は、<u>地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された企業職員には適用しない。</u></p> <p>(給与の減額) 第十七条 (略)</p> <p>2 企業職員が介護休暇の承認、介護時間の承認、子育て支援部分休暇の承認、職員の育児休業等に関する条例(平成四年山口県条例第一号)第三十条第一項の規定による承認又は<u>修学部分休業の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</u></p> <p>(以下略)</p>

改正案

○企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

昭和四十一年十二月二十六日
山口県条例第五十二号

第一条～第十五条 (略)

(退職手当)

第十六条 (略)

2～6 (略)

7 勤続期間六月以上で退職した企業職員(次項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が支給を受けている退職手当の額が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達しないときは、当該退職手当のほか、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

8～9 (略)

現行

○企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

昭和四十一年十二月二十六日
山口県条例第五十二号

第一条～第十五条 (略)

(退職手当)

第十六条 (略)

2～6 (略)

7 勤続期間六月以上で退職した企業職員(次項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が支給を受けている退職手当の額が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達しないときは、当該退職手当のほか、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

8～9 (略)

○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

改 正 案	現 行
<p>○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例</p> <p style="text-align: center;">昭和二十八年三月二十五日 山口県条例第十一号</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(一週間の勤務時間)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が別に定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例</p> <p style="text-align: center;">昭和二十八年三月二十五日 山口県条例第十一号</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(一週間の勤務時間)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、四週間を超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、任命権者が別に定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>(以下略)</p>

○ 職員の懲戒の手續、効果に関する条例の一部を改正する条例

改 正 案

○ 職員の懲戒の手續、効果に関する条例

昭和二十六年九月十日
山口県条例第四十四号

第一条〜第三条 (略)

(減給)

第四条 減給は、一日以上六月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額(義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例(昭和四十六年山口県条例第三十一号)第三条第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に当該教職調整額の月額を加算した額。以下同じ。)及びこれに対する地域手当の月額の合計額の十分の一以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該相当する額を減ずるものとする。

2 (略)

(以下略)

現 行

○ 職員の懲戒の手續、効果に関する条例

昭和二十六年九月十日
山口県条例第四十四号

第一条〜第三条 (略)

(減給)

第四条 減給は、一日以上六月以下の期間、給料の月額(義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例(昭和四十六年山口県条例第三十一号)第三条第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあっては、給料の月額に当該教職調整額の月額を加算した額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額の十分の一以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

2 (略)

(以下略)

改正案

年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第三十項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十三・七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、百分の八十三・七)を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第七項から第九項まで、附則第六項、附則第七項、附則第九項の規定による改正後の条例第五十号附則第六項、条例第三十九号附則第五項から第八項まで並びに条例第六十五号附則第四項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3514 (略)

現行

規定により計算した額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第三十項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十三・七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、百分の八十三・七)を乗じて得た額が、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第三十項から第三十二項まで、附則第六項、附則第七項、附則第九項の規定による改正後の条例第五十号附則第六項、条例第三十九号附則第五項から第八項まで並びに条例第六十五号附則第四項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3514 (略)

附則（平成十八年条例第十八号）

1（略）

（経過措置）

2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第三十項から第三十二項まで、附則第九項の規定による改正前の山口県職員等退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例（昭和三十七年山口県条例第五十号。以下この項及び第四項において「条例第五十号」という。）附則第六項、附則第十項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年山口県条例第三十九号。以下この項及び第四項において「条例第三十九号」という。）附則第五項から第八項まで並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年山口県条例第六十五号。以下この項及び第四項において「条例第六十五号」という。）附則第四項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三

附則（平成十八年条例第十八号）

1（略）

（経過措置）

2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第三十項から第三十二項まで、附則第九項の規定による改正前の山口県職員等退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例（昭和三十七年山口県条例第五十号。以下この項及び第四項において「条例第五十号」という。）附則第六項、附則第十項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（昭和四十八年山口県条例第三十九号。以下この項及び第四項において「条例第三十九号」という。）附則第五項から第八項まで並びに附則第十一項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年山口県条例第六十五号。以下この項及び第四項において「条例第六十五号」という。）附則第四項の

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">附則（平成十五年条例第六十五号）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第七項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5（略）</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p style="text-align: center;">附則（平成十五年条例第六十五号）</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第三十項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>5（略）</p>

改正案

9
13 (略)

14 附則第九項に規定する者又は附則第十一項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する職員の退職手当に関する条例第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、同条例第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで、条例第五十号附則第六項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第五十号附則第六項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。

一 職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで、条例第五十号附則第六項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額

二 (略)

15
40 (略)

現行

9
13 (略)

14 附則第九項に規定する者又は附則第十一項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、条例第五十号附則第六項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第五十号附則第六項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。

一 新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六項の五まで、条例第五十号附則第六項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額

二 (略)

15
40 (略)

改正案

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第五条の二（同条例第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第十八項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第五条又は附則第十六項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第五十号附則第六項の規定の適用を受ける職員で附則第五項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで、条例第五十号附則第六項並びにこの条例附則第五項から前項まで又は附則第十六項の規定にかかわらず、その者につき条例第五十号による改正前の山口県職員等退職手当暫定措置条例の規定により計算した退職手当の額と職員の退職手当に関する条例及び附則第五項から前項まで又は附則第十六項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

現行

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第五十号附則第六項の規定の適用を受ける職員で附則第五項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、条例第五十号附則第六項並びにこの条例附則第五項から前項まで又は附則第十六項の規定にかかわらず、その者につき条例第五十号による改正前の山口県職員等退職手当暫定措置条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第五項から前項まで又は附則第十六項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

改正案

附則（昭和四十八年条例第三十九号）

154（略）

5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の五第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第三条から第五条まで又は附則第十五項若しくは第十六項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第三条から第五条の三の二まで及び附則第十五項から第二十三項までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。

現行

附則（昭和四十八年条例第三十九号）

154（略）

（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）

5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の五第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。